

別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課
会 議 の 名 称		令和6年度第1回鴻巣市都市計画審議会	
開 催 日		令和6年5月24日(金)	
開 催 時 間		13時19分 開会 ・ 15時41分 閉会	
開 催 場 所		鴻巣市役所 1001 会議室	
議 長 氏 名		田尻会長	
出席者(委員)氏名 (出席者数)		竹田委員 織田委員 大塚(佳)委員 川崎委員 西尾委員 中西委員 古山委員 田尻委員 山本委員 佐藤委員 宮永委員 川邊委員 斎藤委員 木村委員 (会長1名、委員13名)	
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)		大塚(明)委員、黒沢委員 (2名)	
事務局職員 職 氏 名		都市建設部長 五十嵐 〃 副部長 矢部 〃 副部長 堀 〃 参事兼都市計画課長 山崎 〃 都市計画課副参事 島田 〃 〃 主査 新井 〃 〃 主査 本間 〃 〃 主事 柴田 〃 〃 主事 小林	
傍聴の可否 (傍聴者数)		可 (0名)	
会 議 の 内 容	(議題)	議案第1号 鴻巣市立地適正化計画(案)について	
	(決定内容)	○議案第1号について説明及び質疑応答を行った。	
	(説明の概要)	○議案第1号 鴻巣市立地適正化計画(案)の第5章～第8章について説明をし、事前質問を含めて審議を行った。次回の審議会にて、答申(案)について審議を行う予定。	

(質問事項)

【議案第 1 号について】

- Q. 促進計画、コモンズ協定、まちなかウォークアブルの取組みは、住民、地権者、事業者、地域コミュニティの理解と協力の醸成が大前提と考えます。どのように住民、地権者、事業者、地域コミュニティの理解と協力、参画を醸成していくのかについて、協議された概要を伺います。
- A. コンパクトシティ化に資する事業・制度として国が推進している施策であり、本計画でも施策として位置付けています。現時点では、具体的な事業エリアの構想はございませんが、事業の具体化にあたっては、住民、地権者、事業者、地域コミュニティの理解と協力を得ながら推進することを想定しています。
- Q. 全床水没想定建物とは、災害リスクの分析において一般的に使われている概念なのでしょうか。
- A. 「全床水没想定建物」は、想定される最大規模の降雨時の想定浸水深においても垂直避難が可能な建物の分布及び居住者数の調査するため、本市の防災指針の災害リスクの分析において独自に調査したものです。
- Q. 今回の全床水没想定建物の分析は、本防災指針における分析であって、市の防災計画や避難計画とは別という考えでよいのか伺います。
- A. 全床水没想定建物の調査は本計画の防災指針における独自の分析となります。
- Q. 作成した「家屋台帳と地番図を用いたGISデータ」について、危機管理課や税務課など市の各課に共有はしているのでしょうか。
- A. 業務委託完了時にはこれらのGISデータ等が納品されますので、庁内で必要に応じデータの共有を図りたいと考えております。
- Q. 指定避難所の認知率について、2040 年が 65%（2023 年は 51.2%）というのは目標が低すぎるのではないのでしょうか。
- A. 過去 5 か年のまちづくり市民アンケートにおける避難所の認知率は、50%台傾向としてはほぼ横ばいの状況です。極端に高い目標値は現実的ではないことから、65%としています。
- Q. 北鴻巣駅周辺の金融について、ゆうちょ銀行の窓口があることから、「一」ではなく「〇」にすべきではないのでしょうか。
- A. 郵便局は銀行機能も含め、地域の日常的な利用が想定され、市内全域に点在する機能として地域密着型に分類していることから誘導施設の金融の中には含んでいません。北鴻巣駅周辺地区には、北鴻巣駅前郵便局がありますが、ここでは誘導施設に位置付けた都市機能の立地の現状となりますので、「一」としています。
- Q. 市内全域に点在する機能として、地域密着型に分類しているとのことだが、分類というのは立地適正化計画において国等が示しているものなのか伺います。
- A. 国の手引き等で例示されている誘導施設の考え方に基づいています。
- Q. 手引というのは立地適正化計画における手引きということによろしいか伺います。
- A. そのとおりです。
- Q. 住み良いまちであることの目標値について、2040 年が 70%（2022 年は 59.5%）としているのは高すぎると思います。誘導施設の目標値が現状以上、居住誘導に係る施策、公共交通に係る施策の目標値が現状維持となっていることから、60～65%くらいが現実的ではないのでしょうか。

- A. 各施策における目標値は現状を維持することですが、人口減少局面においては実質的には向上を目指すものと考えており、住み良いまちであることの実感の向上につながると考えております。「都市機能誘導に係る施策」、「居住誘導に係る施策」、「公共交通等に係る施策」それぞれを推進することにより、70%を目指すこととしております。
- Q. 早期避難要配慮エリアとは、議案書 5-5 に示された 5～10m の浸水深となる区域だと思うが、早期避難者数の想定はどう見込んでいるのか。5-7 で示されている以上の数になるのではないか。
- A. 本計画における早期避難要配慮エリアは、「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）及び（氾濫流）」、「最大規模降雨時に伴う洪水時の想定浸水深 3 m 以上の区域」としています。全床水没想定建物に居住している人々が洪水発生前の早期に避難するとした場合は、29,983 人になると想定されます。
- Q. 特に想定浸水深が 5～10m の地域は一刻も早く立ち退き避難が必要と考えます。そのようなことから「想定浸水深が 5～10m の区域」を特に、区別をする必要性の有無について再度お聞きしたいと思います。
- A. 本計画の分析の中では、特に区別を行っておりませんが、ご指摘の地域は一番浸水深が深くなることが想定されているエリアであり、全床水没想定建物の分布も多くなるエリアと考えられることから、より早期の事前の立ち退き避難の重要性があると考えます。
- Q. 浸水想定区域外への事前の立ち退き避難については、市外を含むとあるが、相当数の避難者に対して具体的な避難場所をどのように考えているのか。また周知はどのように行うのか。
- A. 市内の広範で浸水が想定され、浸水想定区域外の避難所だけでは、全ての避難者を受け入れることが困難なことも想定されます。
国の「避難情報に関するガイドライン」では、災害が迫っている場合は各行政機関から提供されている情報に基づいて、住民自ら避難を判断し、自治体が指定する避難場所のみならず、安全な親戚・知人宅や宿泊施設等への避難、屋内での安全確保（垂直避難）も含めて行うこととしていることから、市外はもとより県外への避難も考えられます。また、災害のリスクや避難所等の情報について鴻巣市防災マップや市ホームページ等で周知を図っていきます。
- Q. 災害リスクの把握・周知のハード面での対策として、まちごとまるごとハザードマップ事業、ソフト面での対策として、防災ラジオの普及促進は、早期避難要配慮エリアから順次、取組むとしているが、10 年必要とする理由は何か。
- A. 本市は浸水想定区域が広域であることから、中期的な取組みと想定しています。
- Q. 居住環境の安全性向上の 5 点目 ハザードエリアからハザードエリア外の居住誘導区域への移転についての支援について、具体策及び目標値はあるのか。
- A. 現時点において本市では、移転を検討する具体的な地域はございません。なお、国では、「立地適正化計画の策定段階で具体的に本事業の実施が決定していない場合でも、本事業の活用が見込まれる地域を有する市町村は、積極的に立地適正化計画に記載することが望ましい」としています。
- Q. 本市には早期避難のエリアが存在します。そういうところであっても移転を検討する区域に該当しないという認識でよいのか伺います。
- A. 市として、具体的に事業としての展開は今のところ至っておりません。
- Q. そういうエリアがあるということを想定した上での計画となりますので、もう少し考

える必要があると思います。 A. 再考させていただきます。 Q. 低未利用土地権利設定等促進計画、6-9 コモンズ協定 については、本市において具体的に実施できると考えているのか。検討、実施までの期間はどのように考えているのか。 A. 現状では、本市においてこれらの取組みの具体的な地区はございません。今後、取組みに向けて地域住民などへの啓発や意識醸成等を行っていきます。また、事業実施には、行政のみならず地域コミュニティや民間事業者等と連携が必要となりますことから中期から長期に渡るものと考えております。 Q. 鴻巣駅・吹上駅・北鴻巣駅など駅周辺を主体とした計画になっているが、川里地域、笠原・常光地域についての計画について。 A. 川里地域、笠原・常光地域などの居住誘導区域外においても「鴻巣市都市計画マスタープラン」や関連計画等に基づき、現状の生活基盤を維持したまちづくりを進めます。 Q. 基本的にコンパクトシティの考え方は、安全、都市機能が揃っていることだと思います。計画案では、川里地域は、他地域と比較して災害リスクが低いとされています。安全性と都市機能がマッチするという点では、川里地域などにも焦点を当てた計画内容が求められると思います。 A. 本計画は前提として市街化区域内を想定したものです。ご質問にございました川里地域においても市街化区域がありますので、そこを含めた計画となっております。 Q. 笠原、常光、小谷、川里地域では、地域住民の減少があり農業の継承がされるのか懸念がある。農地は保水機能が災害対策としても重要となっていると思います。この点での対策について伺います。 A. 立地適正化計画はコンパクトシティを目指すため居住誘導や都市機能誘導等を推進する計画であることから、本計画では、農地を活用した災害対策に関する施策はございません。 Q. 水害対策では、例えば調整池が重要と思います。本計画（案）では、水害対策という点での調整池機能ということは記載されていませんが、調整池を作る計画を立てられないものか伺います。 A. 調整池あるいは調整池機能に関する施策を本計画に位置付けることは難しいと考えます。 Q. 指定避難場所である小学校が浸水する個所があり、浸水しない指定避難場所への避難が実際可能かなのか伺います。 A. 最大規模の洪水時には、指定避難所が浸水し避難が困難となることも想定されます。近隣に安全な補助避難所がある場合は、そちらへ避難することも必要となります。また、本計画の取組みで作成促進を位置付けている「マイ・タイムライン」で、住民が自ら指定避難所、補助避難所、市外・県外等の複数の避難先を検討していただくことが重要と考えます。 Q. マイ・タイムラインの作成で、住民が自己責任で指定避難所や補助避難所等の避難先を検討するということになると、公共としての役割はどのようなになっているのか。例えば文化センターも補助指定避難所になるのかということも含めて、周知の点での公共としての役割はどうか伺います。 A. 指定避難所関連の位置づけ等につきましては、所管課である危機管理課で検討すべき案件となりますので、回答することは難しいと考えます。

- Q. 居住誘導区域に設定したエリアで、災害リスクが高いエリアへの具体策について。
- A. 居住誘導区域に設定した区域のうち、災害リスクが高い「早期避難要配慮エリア」における取組みについては、5-35(3)防災指針の検討結果等に基づく今後の取組みに記載しています。
- Q. どの地震を想定しているのか。また発生率について伺います。
- A. 本防災指針では、埼玉県「地震被害想定調査（平成24・25年度）」における5地震を想定しています。地震調査研究推進本部による長期評価では、東京湾北部地震及び茨城県南部地震で、今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率は70%、元禄型関東地震では、今後30年以内の地震発生確率をほぼ0%、関東平野北西縁断層帯地震では、今後30年以内の地震発生確率を0%~0.008%、立川断層帯地震では、今後30年以内の地震発生確率を0.5%~2%としています。
- Q. この五つの地震を採用した根拠について伺います。
- A. 鴻巣市防災マップ「地震ハザードマップ」においても埼玉県の地震被害想定調査による五つの地震をもとにしており、本計画でもこの5地震の種類及び規模を基に災害ハザード情報を整理しました。
- Q. コモンズ協定について 実際にできる可能性について
- A. 現状では、本市においてこれらの取組みの具体的な地区はございませんが、本計画の策定後、周知に努めます。
- Q. 地域コミュニティや人間関係が必要な取組みです。今後、周知に努めたとしても空き家に入る人たちがいるのかどうか、疑問に思います。都市再生特別措置法に定められた施策であったとしても、本市において可能なか疑問なのでこの施策を削除した方がよいのではないのでしょうか。
- A. 今後、地域の皆さんの中でまとまってコミュニティ作りをしていくことになった場合、市としては受け皿となる施策が必要であると考えます。
- Q. 洪水・内水（全床水没想定建物の分布）する区域に居住（就労）している皆さんの認知度は。また浸水前の避難の具体策としてどのような流れをイメージしているのでしょうか。
- A. 令和5年度の「まちづくり市民アンケート」の「水害ハザードマップで、自宅や職場の浸水深を確認した」の質問に対して約49.5%が確認したと回答しています。また、避難の具体策については、マイ・タイムラインを作成する等、住民が自分自身がとる防災活動を時系列に整理し、まとめることが重要と考えます。
- Q. マイ・タイムラインの作成について、アナログ方式、デジタル式等々いろいろ対応をすることができるのかどうか伺います。またマイ・タイムラインには、どのぐらいの年齢から関わるべきと考えているのでしょうか。
- A. デジタル化社会であっても活用できない環境にある方もいると思いますので、アナログ方式とデジタル方式併用出来ることで活用の向上に繋がるものと考えます。また、保護者の方が誘導して未成年者などの方に対してはマイ・タイムラインを共有し、家族間で同一の行動が取れるように図ることが望ましいと考えます。具体的な年齢については、決めかねます。
- Q. 既存建築物の耐震診断は誰が行うのか。また、川里地域のみに老朽化した建築物とある理由について質問します。
- A. 既存建築物の耐震診断については所有者において実施することになります。現在、本市では、木造建築物の耐震診断及び耐震改修に対して補助を行っております。

また、川里地域の市街化区域は、土地区画整理事業により建築された新耐震基準に準拠した建築物がほとんどですが、一部に建築年次の古い木造建築物が見受けられることから特に対策が必要な建築物として例示しています。

Q. 川里地域だけ老朽化したものがあると記載する必要があるのかどうか、4 エリアとも同じような表現にさせていただいた方が誤解を招かないかと思います。

A. 他の地域の記載と同じように、「既存建築物の耐震診断ならびに耐震化の促進」に修正することを検討します。

Q. 復興事前準備における災害ゴミへの具体的な対応策は？

A. 災害が発生すると大量の廃棄物が発生し、交通や生活、ライフラインを妨げることから、速やかな災害廃棄物の撤去・処分が求められます。災害廃棄物処理の対策は、復興手順の事前検討の一項目として「鴻巣市地域防災計画」及び「鴻巣市災害廃棄物処理計画」に基づき検討していく必要があると考えます。

Q. 鴻巣市災害廃棄物処理計画はこれから策定するのでしょうか。

A. 災害廃棄物処理計画の詳細は、所管外のため当課で回答することはできません。

Q. 「大規模盛土造成地」は、令和4年に第2次スクリーニング調査を実施した結果、滑動崩壊の恐れがないことが確認されているが、近くにある馬室小学校の避難所としての利用はどの様に考えているのかお聞きします。

A. 避難所としての利用には影響を及ぼさないと考えます。

Q. 近くに盛土造成地があるのですが、避難経路というのはそこを避けて通っていくようなことが周知されているということでしょうか。

A. 当該地につきましては、馬室小学校の西側で、荒川沿いに位置しております。ここを通行して避難所に移動することはあまりないと思われます。東側市道を利用して避難所へ移動することを想定しています。

Q. それが周知されていることなのでしょうか。

A. 東側の市道につきましては、歩道・車道が整備されており、安全に通行できると考えています。周知につきましてはどのような方法で行っているのか、当課では把握はしておりません。

Q. 実際、災害が発生し避難する際に、どこをどう通って行ったらよいか分からず、逆に危険な方向に避難してしまうこともあると思います。今後、近隣の居住者には避難経路について周知が必要と考えます。

A. 今後、周知に務めたいと考えております。

Q. 居住誘導に係る施策は、地域コミュニティを中心に計画されているが、コミュニティをしっかりと確立していない地域の住民に対しての施策等の周知についてお聞きします。

A. ゆとりある住環境の形成に関する施策には、地域コミュニティ等が主体となり官民が連携して推進する取組みも記載しています。施策等の計画内容については、パブリックコメントの実施やパネル展示、広報紙、市ホームページ等で周知を図っていきます。

Q. 自治会に未加入の方やホームページを見ないような方たちには今後どのように周知していくのか、それともこの三つの周知方法で十分だと認識しているのかお聞きします。

A. ホームページ等を閲覧できる環境にない方、自治会等に未加入のため広報紙や回覧板が届かない方に対しても認知率の向上、周知に努めていきます。

	Q. 市街化区域である鴻巣駅周辺地域・吹上駅周辺地域・北鴻巣駅周辺地域・川里地域以外の地域の災害リスクの現況と防災への課題について伺います。 A. 防災指針の5-14までは、市全域を対象とした災害リスクの分析を行い、5-15から5-26で、災害リスクの分析に基づく居住誘導区域における防災都市づくりの課題を、4地域に区分して整理しています。 Q. 埼玉県が川面地区に広大な調節池を整備する計画があると聞いています。この調節池の整備により周辺地域の液状化リスクが高まる等の影響が懸念されることから、この調節池の整備を前提とし、液状化のリスクなどを専門家の方も含めて検討し直す必要があるのではないか考えます。 A. 治水対策としての埼玉県の事業と本市立地適正化計画の策定を関連付けることは困難であることから、事務局の方から回答することは難しいと考えます。 Q. 鴻巣市の中の防災計画、立地適正化計画、県主体で行われる治水対策、それらと連動しながら、市としてもしっかりと計画を立てていく必要があるのではないのでしょうか。 A. 治水対策は必要であると考えます。ただ、立地適正化計画の審議をするこの場において、川面調節池についてのことを事務局から申し上げることはできないと考えます。 Q. 「まるごとまちごとハザードマップ」は日本語の読めない外国人も分かるよう英語も併記されるのか伺います。 A. 事業実施の際は、外国語の並記についての検討が必要と考えます。 Q. 鴻巣市には、近年、英語が母国語でない方も増加しているため、鴻巣に住んでいる方で、多く使われる言語を含めた多言語表記を今後考えていかれるかどうか確認いたします。 A. 事業実施の際には、英語のみならず外国語を並記することについての検討が必要と考えます。 Q. 「高齢者や単身世帯等を含む幅広い世帯タイプに対応した住宅の供給」には低所得者層向けの公営住宅も含まれているのか伺います。 A. この施策は、拠点周辺等において、サービス付き高齢者向け住宅や、単身者向け住宅などの供給を誘導することにより、多様な住まい方に対応し、新規転入の促進や市外転出の抑制を目指すものです。公営住宅については、「鴻巣市公営住宅等長寿命化計画」により管理及び長寿命化が図られることになります。 Q. 居住誘導に係る届出制度など市民・事業者の周知が必要なものもある。鴻巣市立地適正化計画について説明会や広報を通じて市民に全体像を説明することは必要と考えるが、見解を伺います。 A. 本計画については、パブリックコメントの実施、広報紙、市ホームページ、パネル展示等で周知を図ることから、説明会を開催する予定はありません。
配布資料	1 次第 2 議案書 3 資料1 4 資料2 5 事前質問回答書